

# 年金・社会保険に関すること

質問1：勤め先関係の保険については、会社や健保組合に通知書を提出する必要があるのでしょうか。

回答1：そのとおりです。  
企業にお勤めの方は会社の担当に通知書をお持ちになって住所が変わることを伝えていただき、会社の担当が健保組合に手続きします。

質問2：年金基金の手続きは自分で行うのでしょうか。

回答2：住所変更の手続きが必要です。  
現在、お勤めの方は勤務先の担当へご相談ください。すでに退職されてる方は年金基金の種別により、問い合わせ先が異なります。

- 企業年金について  
企業年金連合会（旧厚生年金基金連合会）「0570-02-2666」
- 各企業業種の基金（〇〇〇年金基金）について  
各基金へお問い合わせください。

質問3：年金所得の確定申告のとき、マイナンバーを記入しますが、その場合、税務署に自動的に新住所について連絡が行っているのでしょうか。

回答3：確定申告の際には、e-Taxか紙での申告かによって手続きが必要な場合があります。（⇒本書の8頁「質問1」）  
なお、国民年金、厚生年金に関する新住所の取扱いについては、マイナンバーが日本年金機構に「収録済」の方は原則自動的に住所変更されますので、手続きは不要です。個々の状況により一部例外がありますので、ご心配の方は年金事務所にお問い合わせください。

